

神戸市農漁業制度資金利子補給制度実施要綱

平成元年 8 月 3 0 日

助 役 決 定

(目的)

第 1 条 この要綱は、農漁業者等が融資を受ける農漁業制度資金に対し利子補給を行うことにより、農漁業の経営の近代化、合理化の促進及び自立経営を志向する農漁業者の育成を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 農漁業者等 神戸市内に住所を有し、神戸市域で農業又は漁業を営む者及び農漁業者で組織された団体をいう。

(2) 認定農業者 担い手農家等認定要綱により認定された者をいう。

(3) 認定就農者 兵庫県農業近代化資金取扱要綱第 1 章第 1 (1)イに定める者をいう。

(4) 融資機関 兵庫六甲農業協同組合、兵庫県信用農業協同組合連合会、兵庫県信用漁業協同組合連合会、銀行及び信用金庫をいう。

(5) 農漁業制度資金 別表 1 に定める資金をいう。

(利子補給)

第 3 条 市は、融資機関が農漁業者等に貸し付けた農漁業制度資金について、予算の範囲内で利子補給金を交付するものとする。

2 前項の利子補給率及び利子補給期間は別表 2 のとおりとする。ただし、この利子補給により、農漁業者への貸付け金利が 0.5%未滿となる場合は、市長が別に定める場合を除き、貸付け金利 0.5%を限度として利子補給を打ち切るものとする。

(利子補給承認の申請)

第 4 条 新たに農漁業制度資金の貸付けが決定し、その融資にかかる利子補給金の交付を受けようとする融資機関は、利子補給承認申請書(様式第 1 号)に借入申込書の写しを添えて市長へ提出するものとする。

(利子補給の承認)

第 5 条 市長は、前条の利子補給承認申請があったときは利子補給の諾否を決定しその旨を利子補給承認通知書(様式第 3 号)により融資機関に通知するものとする。

(継続融資に対する利子補給の承認)

第 6 条 市長は、当該年度以前に前条の利子補給承認を行った融資にかかる利子補給を行うときは、その旨を利子補給承認通知書(様式第 4 号)により年度当初に融資機関に通知するものとする。

(融資利率の引き下げ)

第 7 条 市長から第 6 条及び前条に規定する利子補給の承認をうけた融資機関は、承認をうけた当該融資について承認をうけた利子補給率だけ融資利率を引き下げなければならない。

(利子補給金の交付時期，算出)

第8条 利子補給金は計算期間ごとに，その計算期間終了後交付するものとし，その計算期間は毎年の1月から12月までとする。ただし，漁業近代化資金，豊かな海づくり資金，漁業被害軽減緊急対策資金にあっては，毎年の1月から6月まで及び7月から12月までの各期間とする。

2 利子補給金は個々の融資毎に算出するものとし，その額は融資平均残高（延滞金を除く計算期間中の毎日の最高融資残高の総和を365日で除して得た金額をいう。）に利子補給率を乗じて得た金額とする。

(利子補給金の申請)

第9条 融資機関は，利子補給金の交付を受けようとするときは，当該利子補給金の計算期間終了後30日以内に，利子補給金交付申請書（様式第5号）に利子補給金計算明細書（様式第6号）又はこれに準ずるものを添えて市長へ提出しなければならない。

(利子補給金の交付確定)

第10条 市長は，前条の規定による利子補給金の交付申請があった場合において適当であると認めるときは，その旨を利子補給金交付確定通知書（様式第7号）により融資機関に通知するものとする。

(利子補給金の請求)

第11条 前条の規定による利子補給金交付確定通知をうけた融資機関は，利子補給金交付請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

(利子補給金の交付)

第12条 市長は前条に規定する利子補給金交付請求書受理後30日以内に利子補給金を交付するものとする。

(利子補給金の打切等)

第13条 市長は，次の各号の一に該当するときは融資機関に対して利子補給金の交付を打切り又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 融資機関が，虚偽及び不正な方法により利子補給の申請及び利子補給金の申請をしたとき。

(2) 融資機関が，この要綱の規定に違反したとき。

(3) 利子補給承認の対象となった融資を受けた者が当該融資資金をその目的以外に使用したとき。

(4) 市長が，利子補給金交付の目的を達成することができないと認めるとき。

(報告及び調査)

第14条 市長は，利子補給にかかる事務を適正に執行するために必要があると認めるときは融資機関若しくは融資を受けた者に対して必要な報告をさせ又は帳簿書類等を調査することができる。

(施行細目の委任)

第15条 この要綱に定めるもののほかのこの要綱の実施に関して必要な事項は，経済観光局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成元年9月1日から施行し、施行日以降の利子補給承認申請分から適用する。

(旧要綱の廃止)

2 神戸市農漁業制度資金利子補給金交付要綱（昭和47年8月15日施行。以下「旧要綱」という）は廃止する。

(経過措置)

3 平成元年4月1日以前に旧要綱により利子補給承認された融資については、この要綱により承認されたものとみなす。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成8年2月1日から施行し、施行日以降の利子補給承認申請分から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成9年10月20日から施行し、施行日以降の利子補給承認申請分から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成10年4月1日から施行し、施行日以降の利子補給承認申請分から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成12年4月1日から施行し、施行日以降の利子補給承認申請分から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成12年9月1日から施行し、平成12年4月1日以降の利子補給承認申請分から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成13年4月1日から施行し、平成13年4月1日以降の利子補給承認申請分から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成17年7月1日から施行し、平成17年7月1日以降の利子補給承認申請分から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成18年4月3日から施行し、平成18年4月3日以降の利子補給承

認申請分から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成18年8月8日から施行し、平成18年8月8日以降の利子補給承認申請分から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成19年5月1日から施行し、平成19年5月1日以降の利子補給承認申請分から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成20年3月5日から施行し、平成20年3月5日以降の利子補給承認申請分から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成22年4月1日から施行し、平成22年4月1日以降の利子補給承認申請分から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成23年4月1日から施行し、平成23年4月1日以降の利子補給承認申請分から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年4月1日以降の利子補給承認申請分から適用する。

別表1（第2条関係）

資金の種類	内訳
1 農業近代化資金 一般資金	<p>農業近代化資金融通法（昭和36年法律第202号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する農業近代化資金で次の各号の一に該当するもの。</p> <p>1 園芸又は畜産部門の新規開始又は拡充のための資金</p> <p>ただし、農舎、トラック等他の目的に利用可能な施設、機械類を除く。</p> <p>2 畜産公害防止のための資金</p> <p>3 その他市長が必要と認める資金</p>
2 農業近代化資金 認定農業者資金	<p>法第2条第3項に規定する農業近代化資金で認定農業者に融資されるもの、又は団体融資のリース事業において当該リース物件を認定農業者が借り受ける場合で当該団体に融資されるもの。ただし、次の各号の一に該当するものを除く。</p> <p>1 農地、牧野の改良</p> <p>2 農舎、トラック等他の目的に利用可能な直接農業経営に関係しない施設、機械等。</p> <p>3 集落営農、作業受委託を含む水稻作付計画面積が3ha未満の田植機、コンバイン、乾燥機等の水稻専用機械</p>
3 農業近代化資金 認定農業者資金	<p>法第2条第3項に規定する農業近代化資金で認定就農者に融資されるもの</p>
4 美しい村づくり資金	<p>美しい村づくり資金利子補給規則（昭和62年兵庫県規則第43号）別表に規定する資金のうち局地天災により被害を受けた農家の経営の維持又は安定に必要な資金及び美しい村づくり資金事務取扱要領第3の（4）に規定する集落営農資金</p>
5 漁業近代化資金	<p>漁業近代化資金融通法（昭和44年法律第52号）第2条第3項に規定する漁業近代化資金</p>
6 豊かな海づくり資金	<p>豊かな海づくり資金利子補給規則（昭和47年兵庫県規則第46号）第2条第3項に規定する豊かな海づくり資金のうち償還期限が1年以内のもの。ただし、局地天災又は油濁事故により被害を受けた漁業者等の経営の維持又は安定に必要な資金については、償還期限が5年以内のものとする。</p>
7 漁業被害軽減緊急対策資金	<p>漁業被害軽減緊急対策事業実施要綱（平成22年公益財団法人ひょうご豊かな海づくり協会）第2条第3項に規定する漁業被害軽減緊急対策資金</p>

別表 2 (第 3 条関係)

資金の種類		利子補給率(年率)	利子補給期間
1	農業近代資金 一般資金	0.5%	3年間
2	農業近代化資金 園芸, 畜産部門	0.625%	償還期限まで
	認定農業者資金 その他	0.625%	償還期限まで
3	農業近代化資金 園芸, 畜産部門	0.625%	償還期限まで
	認定就農者資金 その他	0.625%	償還期限まで
4	美しい村づくり資金 集落営農資金	0.75%	償還期限まで
	災害資金	0.75%	償還期限まで
5	漁業近代化資金	0.625%	償還期限まで
6	豊かな海づくり資金	0.75%	償還期限まで
7	漁業被害軽減緊急対策資金		償還期限まで

備考

農業近代化資金認定農業者資金については、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、融資機関が、認定農業者に対して、個人の場合は500万円超から1,800万円まで、法人の場合は500万円超から3,600万円までを貸し付ける場合の貸付後5年間に限り利子補給率を0%（ただし、県及び農林水産省経営局長が別に定める公募要領により応募した者の中から選定された団体からの利子助成を除いて貸付金利が発生する場合を除く。）とする。

(様式第1号)

神戸市農漁業制度資金
利子補給承認申請書
(資金)

平成 年 月 日

神戸市長 あて

住 所

融資機関名

代表者名

印

別紙のとおり神戸市農漁業制度資金利子補給制度実施要綱に基づく資金貸付を行いますから、利子補給を承認願いたく申請します。

件 数 _____ 件

貸付予定額 _____ 千円

(様式第 3 号)

神戸市指令産業振興第 号

神戸市農漁業制度資金利子補給承認通知書

住所
融資機関名
代表者名

さきに申請のあったみだしの資金利子補給については、神戸市農漁業制度資金利子補給制度実施要綱第 5 条の規定により下記のとおり承認します。

年 月 日

神戸市長

承認 番号	貸付の 相手方	資金 用途	承認額 (千円)	備考	利子補 給率	貸付利率	利子補給期間	償還期限	利子補給 期 限
					-----	-----			
					-----	-----			
					-----	-----			
合計	件								

※ 利子補給率欄及び貸付利率欄には上段は当初 5 年間、下段は 6 年目以降の利率を記入する。

(様式第4号)

神戸市指令産業振興第 号

神戸市農漁業制度資金利子補給承認通知書

住所
融資機関名
代表者名

年の融資に係る農漁業制度資金利子補給については、神戸市農漁業制度資金利子補給制度実施要綱の規定により下記のとおり承認します。

年 月 日

神戸市長

承認 番号	貸付の 相手方	資金 用途	承認額 (千円)	利子補 給率	貸付利率	利子補給期間	償還期限	利子補給 期 限

合計	件							

(様式第5号)

神戸市農漁業制度資金
利子補給交付申請書
(資金)

年 月 日

神戸市長 あて

住 所

融資機関名

代表者名

印

別紙のとおり神戸市農漁業制度資金利子補給制度実施要綱第9条の規定に
基づき下記のとおり利子補給の交付を申請いたします。

記

1 対象期間 年 月 日から
年 月 日まで

2 申請額 ¥ _____

3 添付書類 利子補給金計算明細書

(様式第7号)

神戸市農漁業制度資金利子補給金交付確定通知書

神戸市指令産業振興第 号
平成 年 月 日

様

神戸市長

さきに交付申請のありました利子補給金につきましては、つぎのとおり確定しましたので、神戸市農漁業制度資金利子補給制度実施要綱第10条の規定により通知します。

記

- 1 利子補給金交付額
- 2 資金別明細

資金名	件数	交付額(円)
合計		

(様式第 8 号)

神戸市農漁業制度資金利子補給金交付請求書

年 月 日

神戸市長 あて

住所
融資機関名
代表者名

印

年 月 日付神戸市指令産業振興第 号にかかる利子補給金を、神戸市農漁業制度資金利子補給制度実施要綱第 1 1 条の規定により下記のとおり請求いたします。

記

- 1 利子補給金請求額 ¥ _____
- 2 資金別明細

資 金 名	件 数	交 付 額

3 振込先

金 融 機 関 名	支 店	預金種目
銀 _____ 行	支店	1 普通 2 当座
口座番号 (右づめ)	口 座 名 義 人	
_____ _____ _____ _____ _____	フリガナ ----- _____	